

国民健康保険税率等が変わります

【令和8年度の国民健康保険税率等について】

生涯にわたって皆さんが安心して医療サービスを受けられるよう、国保財政の健全化と安定した運営を目指し、平成30年度以来国民健康保険税率等の改正を行ってきました。

令和8年度は、所得割税率、被保険者均等割額を改正し、基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に加え、新たに子ども・子育て支援納付金分が加算されます。

【子ども・子育て支援納付金について】

子ども・子育て支援金は、少子化対策のために、児童手当の拡充や育児休業給付の見直し、「こども誰でも通園制度」等の新たな少子化対策の財源を確保するために国が創設した仕組みです。高齢者や企業を含む全世代で広く子育てを支えるという目的から、国民健康保険を含む全ての公的医療保険の保険料に上乗せして徴収します。なお、18歳未満の方（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）の均等割額は徴収されません。

各年度の税率等

		所得割税率	被保険者均等割額	世帯別平等割額
R7	基礎課税分	6.08%	29,500円	20,400円
	後期高齢者支援金等分	2.31%	10,600円	7,400円
	介護納付金分	2.01%	10,900円	6,200円
↓				
R8	基礎課税分	6.65%	31,300円	20,400円
	後期高齢者支援金等分	2.45%	11,100円	7,400円
	介護納付金分	2.18%	11,500円	6,200円
	子ども・子育て支援納付金分	0.24%	1,100円	700円

【課税限度額の改定】

国民健康保険税の基礎課税分の課税限度額が引き上げられました。

		R7	R8
課税限度額	基礎課税分	66万円	67万円
	後期高齢者支援金等分	26万円	26万円
	介護納付金分	17万円	17万円
	子ども・子育て支援納付金分		3万円

【軽減基準額の改定】

国民健康保険税の軽減基準額が引き上げられ、対象者の範囲が拡大されました。

世帯主（世帯主が国保加入者でない場合も含む）及びその世帯の国保加入者の総所得金額等（*）の合計が次の基準に該当する場合は、均等割額と平等割額が軽減されます。

（*）…前年の総所得金額等（65歳以上の公的年金所得は15万円を控除した金額、専従者控除は適用前の金額、分離譲渡所得は特別控除前の金額）

		R7	R8
軽減対象となる所得の基準	7割軽減	43万円以下+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下	43万円以下+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下
	5割軽減	43万円+30.5万円×加入者と特定同一世帯所属者の数(※2)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+31万円×加入者と特定同一世帯所属者の数(※2)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
	2割軽減	43万円+56万円×加入者と特定同一世帯所属者の数(※2)+10万円×給与所得者等の数-1)以下	43万円+57万円×加入者と特定同一世帯所属者の数(※2)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上)）を受ける者

※2 特定同一世帯所属者は、後期高齢者医療制度に移行する直前の医療保険が国保の方です。
軽減制度は、課税課に所得申告（又は国保用・簡易申告）がされていないと適用されません。
市県民税は非課税となる公的年金等（遺族・障害年金等）のみを受給の方、収入が無く、市県民税の申告を行う予定のない方であっても、申告をお願いします。

【納付が難しい場合はご相談ください】

廃業、失業で前年と比較して著しく所得が減少された方、障がい者や寡婦世帯の方で所得が少ない方などは、減免制度を利用できる場合があります。

国保税の納付が難しい場合は、お早めに保険医療課にご相談ください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">★国民健康保険税の納付は便利な口座振替で！★社会保険等が変わったときは手続きが必要です。 |
|---|